

2016年12月26日
イオンフィナンシャルサービス株式会社
株式会社イオン銀行

セルフ端末による銀行取引の実証実験開始について **—テレビ電話による銀行取引により、これまで以上に迅速にお手続きいただけます—**

イオンフィナンシャルサービス株式会社(本店:東京都千代田区、代表取締役社長:河原健次)の子会社である株式会社イオン銀行(本店:東京都江東区、代表取締役社長:渡邊廣之。以下、当行)は2016年12月26日より、お客さまご自身の操作でスピーディーに各種取引ができる「セルフ端末」の実証実験を開始しますので、お知らせいたします。

「セルフ端末」は、小売業におけるセルフレジと同様にお客さまご自身で操作いただき、各種取引を行うものです。ATMで取扱をしていないサービスのお手続きや、インターネットバンキングが苦手なお客さまが当行店舗に来店された際に、店頭が混み合っても本機器をご利用いただくことで、各種取引を可能とし、待ち時間の削減を目指します。

機器の操作が苦手なお客さまでも安心してご利用いただけるよう、端末にはテレビ電話の機能を備えており、オペレーターが臨場感のある大型ディスプレイ越しに操作方法をご案内いたします。

当行は、今回の実証実験をイオンレイクタウン店で一定期間実施した後、その結果を検証し、実施範囲を拡大していく予定です。

あわせて、今後住宅ローンを含む各種ローンや、運用商品のご相談・お申込やご契約等お客さまの多様なニーズにお応えできるよう、サービス・機能を拡充し、よりご利用しやすい機器へ改良していくことも展望しています。

今回のセルフ端末はパナソニック株式会社(本社:大阪府門真市、代表取締役社長:津賀一宏)が開発した「対面 KIOSK」(試作機)を使用し、パナソニック システムネットワークス株式会社(本社:東京都中央区、代表取締役社長:片倉達夫)と共同して実証実験を行うものです。

当行はこれからも、お客さまの幅広い金融ニーズにお応えするべく、安全・安心、便利でお得なサービスの充実に努めてまいります。

以上

(別紙)

【セルフ端末の概要（予定）】

■ご利用いただける方

- ・イオン銀行に普通預金口座をお持ちの 18 歳以上の口座名義ご本人
- ・キャッシュカードをご持参の方
- ・ご本人確認が必要なお取引の際は、ご本人確認書類として運転免許証をご提示いただける方
- ・音声録音にご同意いただける方

■ご利用可能時間

平日 午前 11 時から午後 8 時
土日・祝日 午前 10 時から午後 7 時

■ご利用可能取引

	お取引	ご本人確認が必要なお取引
1	定期預金預入	-
2	定期預金契約内容変更	-
3	定期預金解約	○
4	積立式定期預金口座開設	-
5	積立式定期預金契約内容変更	-
6	積立式定期預金解約（口座解約/明細解約）	○
7	住所変更	△（※1）
8	キャッシュカードご利用限度額変更	○
9	イオンバンクカード再発行	△（※2）
10	イオンカードセレクト再発行	△（※2）
11	カードローンカード再発行	△（※2）
12	代理人カード新規発行	○
13	代理人カード再発行	△（※2）
14	総合口座貸越利用開始・停止	-
15	お取引明細書（ステートメント）申込・解約	-
16	イオン銀行ダイレクトログインパスワード変更	○
17	イオン銀行ダイレクト振込限度額変更	○
18	イオン銀行ダイレクトご利用カード再発行	○
19	総合口座解約（0円解約）	○
20	振込	○
21	住宅ローン繰上返済申込・申込取消	-

○ご本人確認が必要なお取引に「○」があるものはご本人確認書類（運転免許証）が必要です。

○「△」とあるものはお取引によってはご本人確認書類（運転免許証）が必要な場合もありますのでご注意ください。

（※1）投資信託・各種ローン取引（カードローンを除く）をいただいている場合はご本人確認書類が必要となります

（※2）再発行理由が「カードの喪失」や「カード IC 不良」の場合は、キャッシュカードによるご本人特定ができないためお取引いただけません。